

2021年8月19日(木)

送信枚数 全2枚

新潟県保険医会 FAXニュース 第67号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の自宅・宿泊療養患者への電話等診療で+250点算定可能に

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その54)(8月16日)

自宅・宿泊療養中の患者に対し、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行い、電話等を用いた診療による初診料(214点)※又は電話等再診料を算定した場合、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、

「二類感染症患者入院診療加算(250点)」を1日につき1回算定できることとされました。

(2021年8月16日から適用)

※「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)(2020年4月10日)」で示された、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の際に算定する初診料。

新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について

新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施した医療機関に対する支援事業について、現時点での概要をまとめてお知らせいたします。詳細は新潟県や各市町村等からの案内をご確認ください。

なお、「時間外・休日の接種費用の上乗せ」は医療機関が所在する各市町村、「個別接種促進事業(接種回数に応じた協力金交付)」は新潟県に請求することとなっていますので、ご注意ください。

1 時間外・休日の接種費用上乗せについて

【対象期間】

2021年4月1日～2021年7月31日に実施した個別接種
(当面継続予定であり、8月以降の請求については別途連絡される。)

【請求額】

上記期間に実施した時間外、休日の接種費用について、以下が上乗せされる。

■時間外: 730円 × 予診実施回数 + 消費税

休日以外の日(平日)で、平素から当該医療機関が定めている診療時間(看板等に掲げているもの)以外の時間を対象とする。

(例1) 平素から平日の9:00～12:00及び14:00～17:00までを診療時間としている場合、
平日の ①9:00前 ②12:00～14:00 ③17:00以降 に行った接種は

①、②、③いずれも時間外の費用上乗せの対象となる。

(例2) 平素から木曜の診療時間を9:00～12:00(午前のみ)としている場合、木曜午後に行った接種は時間外の費用上乗せの対象となる。

■休日: 2,130円 × 予診実施回数 + 消費税

平素からの終日休診日、日曜、祝日が加算の対象となる。

なお、日曜、祝日に通常の診療時間が割り当てられていても、終日休日の費用上乗せの対象となる。

・支援事業における時間外・休日は、診療報酬の時間外加算、休日加算の考え方とは異なりますのでご注意ください。

- ・予診の結果、接種をしなかった場合も回数に含めることが可能。

【請求方法】

- 《請求先》 医療機関の所在する市町村（被接種者の居住地によらない）
- 《提出物》 請求書（様式1）、実績報告書（様式2）を用い4月1日～7月31日の予診実施回数分を一括で請求する。
時間外、休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ分のみを請求する。
（接種費用本体の2,070円等は別途請求するため、本請求に含めない。）
- 《締切等》 締切、提出先、支払時期などは各市町村からの案内をご確認ください。なお、市町村によっては今後案内が通知される場合があります。

2 個別接種促進事業(接種回数に応じた協力金交付)について【診療所】

【対象期間】

2021年5月9日～2021年7月31日（8月以降の請求については別途連絡される。）

【請求額】

上記期間の個別接種の回数が以下に該当する場合、協力金が交付される。

- (1) 「週100回以上」又は「週150回以上」のワクチン接種を4週間以上行った場合、以下の協力金を上乗せして交付

| 1週間当たりの接種回数 | 協力金の額 |
|-------------|-----------------------------|
| 100回以上～149回 | 週100回以上の接種を行った週の接種回数×2,000円 |
| 150回以上 | 週150回以上の接種を行った週の接種回数×3,000円 |

- (2) 1日50回以上の接種を行った場合 100,000円/日 交付

- ・週の考え方は日～土。
- ・(1)について、「週100回以上」、「週150回以上」の週は連続する必要はなく、5月9日～7月31日の間に4週間以上あればよい。
- ・同日に(1)と(2)の支援の重複は不可。
- ・(1)について、同一の週を「週100以上」及び「週150以上」として重複しない。
例) 5月9日～7月31日の期間で「週150回以上」が4週、「週100回以上」が2週あった場合
「週150回以上」の4週のみが(1)の対象となる。
「週100回以上」の2週は(1)の対象とならないが、要件を満たせば(2)の対象になり得る。
- ・消費税は反映させず、また、予診の結果接種をしなかった場合は回数に含めない。

【請求方法】

- 《請求先》 新潟県
- 《提出物》 請求書（様式3）、実績報告書（様式2、**1**と同一様式）を用い5月9日～7月31日の分を一括で請求する。
接種費用本体の2,070円等は別途請求するため、本請求に含めない。
- 《提出先》 電子申請：<https://wakutin.pref.niigata.lg.jp/login>より申請
県HP (<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/covid19-iryokikanshien.html>)に申請システムの利用方法について案内されている。
- 郵 送：〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
新潟県医療調整本部内
新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業協力金受付担当 宛

各事業の詳細については、**1**は各市町村、**2**は新潟県にお問い合わせください。

請求書、実績報告書の様式については、下記厚生労働省ホームページから入手できます。

新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ＞接種の実施＞請求と支払

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryokikanheno_oshirase.html